

災害等の発生時における環境調査に関する協定

新潟県（以下「甲」という。）と新潟県環境検査協会（以下「乙」という。）は、災害等の発生時における有害物質等の環境調査に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害などにより広範囲に及ぶ有害物質等による環境汚染のおそれが生じた時に、有害物質等の汚染状況を把握する環境調査を迅速かつ円滑に遂行するため、甲が乙に協力を求めた際に優先的に調査協力を行うなど必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において使用する用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- （1）大規模災害とは、震度6弱以上の地震又はそれに相当する大規模な災害をいう。
- （2）有害物質等とは、大気汚染又は水質汚濁の原因となる物質、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼす物質、あるいはそのおそれのある物質をいう。

（環境調査の範囲）

第3条 甲が、乙に要請する環境調査の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- （1）試料の採取
- （2）有害物質等の測定、分析
- （3）前各号に定めるもののほか、甲が特に必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、環境調査を必要とするときは、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに協力するものとする。

（要請手続）

第5条 前条第1項の規定による甲の要請は、次の各号に掲げる事項を口頭又は電話等により連絡したのち、速やかに文書で通知するものとする。

- （1）環境調査の内容（調査目的、対象有害物質等、対象試料、調査地点及び調査期間）
 - （2）その他必要な事項
- 2 乙は、前項の要請の内容を勘案し、当該環境調査を実施可能である乙の会員（以下単に「乙の会員」という。）を甲に推薦するものとする。ただし、乙は、分析が不可能な項目など、やむを得ない理由があるときは甲からの要請を受諾しないことができるものとする。
- 3 甲は、前項の規定に基づき推薦された乙の会員から環境調査の実施者を選定し、その旨を乙に伝達するものとする。

（調査の実施）

第6条 前条第3項の規定に基づき選定された乙の会員は、甲から要請された環境調査を実施するものとする。

- 2 甲は、乙の会員による調査が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 乙の会員は、環境調査の実施に当たり、身体に危険が生じると判断した場合には、速やかに当該環境調査の実施を中止し、甲にその旨を連絡する。

（業務契約）

第7条 前条の調査の実施に当たっては、甲は、乙の会員との間で業務契約を結ぶ。業務契約に当たって甲が負担する費用は、適正な価格（災害が発生した場合はその直前の価格）を基準とし、甲と乙の会員が協議のうえ決定する。

（報告）

第8条 乙の会員は、環境調査を実施したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等により、甲に報告するものとし、事後、可能な限り速やかに当該報告内容を記載した文書を甲に提出する。

- （1）環境調査の内容及び結果
- （2）その他必要な事項

（協力要請の終了の連絡）

第9条 甲は、この協定の規定に基づく乙の協力の必要がなくなったと判断した場合には、速やかにその旨を口頭又は電話等により、乙へ協力要請の終了を連絡するものとし、事後、速やかに当該内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（連絡体制等）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時、連絡体制について相互に連絡するものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に関する必要な細目は、甲、乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、甲と乙は、本協定書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各1通を保有する。

令和2年10月23日

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
甲 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世



新潟県新潟市江南区祖父興野53番地1
乙 新潟県環境検査協会
会長 猪俣 勝一

